

茨城県報 第5902号

昭和46年4月8日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

| 告 示 | 公 告 |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| ●国民健康保険医及び同業薬剤師の登録(国民健康保険課).....1 | ●水戸勝田都市計画下水道変更の図書の縦覧(計画第一課).....6 |
| ●国民健康保険療養取扱機関の辞退(〃).....2 | ●水戸勝田都市計画公園変更の図書の縦覧(〃).....7 |
| ●国民健康保険薬剤師の登録の消除(〃).....2 | ●都市計画事業の施行者の名称等(計画第二課).....7 |
| ●保安林の指定解除(林業課).....2 | ●宅地建物取引業者の免許(建築住宅課).....7 |
| ●愛宕地区土地改良事業の認可(農地管理課).....3 | ●建築許可に関する聴聞(〃).....9 |
| ●共同施行土地改良事業の縦覧(〃).....3 | ●軽油引取税免税証の無効(土浦県税事務所).....9 |
| ●河間土地改良区の定款変更(〃).....3 | (鹿島臨海工業地帯開発組合) |
| ●真壁中部土地改良区の定款変更(〃).....3 | ●公債証券償還.....10 |
| ●県道路線の認定(道路維持課).....4 | 辞 令 |
| ●道路区域の決定(〃).....4 | ●稲葉由男ほか.....11 |
| ●道路の区域変更(〃).....4 | 正 誤 |
| ●道路の供用開始(〃).....5 | ●昭和46年1月7日付茨城県報第5876号中.....12 |
| ●県道路線の廃止(〃).....5 | |
| ●中利根川小貝川沿岸水害予防組合の管理者の指定(河川課).....6 | |
| ●基本測量の実施(用地室).....6 | |

告 示

茨城県告示第377号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医(同業薬剤師)として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

| 記号・番号 | 登録年月日 | 国保医(同業薬剤師)名 |
|------------|-----------|-------------|
| 茨国医 第2725号 | 46. 3. 12 | 永 野 欽 司 |
| 茨国歯 第801号 | 〃 | 勝 田 義 雄 |
| 〃 第802号 | 46. 2. 16 | 鬼 沢 隆 夫 |
| 〃 第803号 | 46. 3. 12 | 豊 田 満 佐 子 |

| | | |
|-------------|----------|-----------|
| 茨国薬 第 571 号 | 46. 2. 2 | 片 見 等 三 |
| 〃 第 572 号 | 46. 3. 5 | 栗 田 登 美 枝 |

茨城県告示第378号

次の機関は国民健康保険法第47条第1項の規定により療養取扱機関を辞退した。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

| 記号・番号 | 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 辞退年月日 |
|---------|---------|-------------|----------|
| 真国医 第7号 | 出 川 薬 局 | 真壁郡真壁町仲町347 | 46. 3. 4 |

茨城県告示第379号

次のものは国民健康保険法第47条第2項の規定により国民健康保険薬剤師の登録を消除した。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

| 記号・番号 | 国民健康保険薬剤師 | 消除年月日 |
|-----------|-----------|----------|
| 茨国薬 第347号 | 出 川 博 子 | 46. 3. 4 |

茨城県告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項及び森林法施行令第5条の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東茨城郡大洗町成田町字沢貝下4356の1
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第381号

昭和45年10月3日付で福岡堰土地改良区から申請のあつた愛宕地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

茨城県告示第382号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業を行う共同施行規約(写し)及び事業計画書(写し)を縦覧に供する。

| 事業主体名 | 実施地区 | 縦覧期間 | 縦覧の場所 |
|-------|---------|-----------------------------|----------------|
| 共同施行 | 山尾地区 | 昭和46年4月13日から 昭和46年5月4日まで | 真壁町役場 |
| 〃 | 恩名東本田地区 | 〃 | 三和町役場 八千村役場 |
| 〃 | 恩名西本田地区 | 〃 | 三和町役場 |

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

茨城県告示第383号

昭和46年1月8日付で河間土地改良区から申請のあつた定款変更を3月31日認可した。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

茨城県告示第384号

昭和46年2月12日付で真壁中部土地改良区から申請のあつた定款変更を3月31日認可した。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

茨城県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和46年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 終 点 点 | 重要な経過地 | 備 考 |
|------|-----------|----------------------|--------|-----|
| 335 | 平 泉 潮 来 線 | 鹿島郡神栖町大字筒井 行方郡潮来町 | | |

茨城県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和46年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

| 整 理 番 号 | 道路の種 類 | 路 線 名 | 区 間 | 敷地の幅員 | 延 長 | 備 考 |
|---------|--------|-----------|---|------------------|------------------|-----|
| 335 | 県 道 | 平 泉 潮 来 線 | 鹿島郡神栖町大字筒井 県道成田小見川 鹿島港線分岐から 行方郡潮来町大字延方 一般国道51号線交点ま で | メートル 3.0~13.5 | メートル 12,345.3 | |

茨城県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和46年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡下館線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|----------------------------|----------|-----------------------|--------------------|-----|
| 真壁郡真壁町大字山尾字中坪 547-2地先から | 旧 | メートル 5.0~11.0 | メートル 3,700.0 | |
| 真壁郡真壁町大字塙世字金砂 933-3地先まで | 新 | 5.0~11.0 10.0~34.0 | 3,700.0 3,040.0 | |

茨城県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 路 線 名 県道 平泉潮来線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字筒井字尾山1666の2から同郡同町大字鰐川字鰐川741まで
行方郡潮来町大字延方字徳島1751から同郡同町大字浪逆字北1277まで
行方郡潮来町潮来字蒲洲4385から同郡同町大字延方字白幡721の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年4月8日

- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字飯塚字11番耕地533地先から
真壁郡真壁町大字塙世字金砂933-3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年4月8日

茨城県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和46年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 終 | 点 点 | 重要な経過地 | 備 考 |
|------|--------|-------------|--------|--------|-----|
| 335 | 下幡木潮来線 | 鹿島郡神栖町大字下幡木 | | | |
| | | 行方郡潮来町 | | | |

茨城県告示第390号

水害予防組合法第33条の規定により、昭和46年3月13日、次の者を中利根川小貝川沿岸水害予防組合の管理者に指定した。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

北相馬郡藤代町長 長 東 義 知

茨城県告示第391号

測量法第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(四等三角, 二等多角, 図根測量)
- 3 作業期間 昭和46年5月1日から昭和47年3月31日まで
- 4 作業地域 土浦市
新治郡桜村, 千代田村, 新治村
稲敷郡阿見町
筑波郡谷田部町
行方郡玉造町, 麻生町, 北浦村
鹿島郡大洋村, 大野村

公 告

●都市計画の図書の縦覧

水戸, 勝田都市計画下水道(水戸都市計画第1号下水道)の変更に伴ない、水戸市長より当該図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

縦覧場所 茨城県庁

●都市計画の図書の縦覧

水戸、勝田都市計画公園(勝田都市計画第10号東石川第3公園ほか1公園)の変更に伴ない、勝田市長より当該図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

縦覧場所 茨城県庁

●都市計画事業の施行者の名称等

土浦、阿見都市計画道路事業の事業計画の変更(2等大路第1類第7号土浦学園線)について、昭和46年3月24日付建設省告示第451号で認可した旨告示されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

1 都市計画事業の種類及び名称

土浦阿見都市計画道路事業2等大路大1類第7号土浦学園線

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁

4 事業地の所在 土浦市大字宍塚字前田、新地、砂田、大日山、久保田、石蔵

●宅地建物取引業者の免許

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 軍 司 直次郎

| 免許番号及び年月日 | 商号又は名称 | 申請人氏名 | 取引主任者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-------------------|--------|---------|---------|----------------|
| (1) 795 46.4.8 | 小松沢不動産 | 小松沢 雅 雄 | 小松沢 雅 雄 | 稲敷郡阿見町大字追原1321 |
| (1) 796 " | 諸川不動産 | 鈴木 八 郎 | 鈴木 まさ子 | 猿島郡三和町諸川1220 |
| (1) 797 " | 野口商事 | 野口 武 | 野口 武 | 稲敷郡阿見町大字阿見3267 |
| (1) 798 " | 大国商事 | 大国 博 三 | 大国 博 三 | " " 荒川沖1891~2 |

| | | | | |
|-----------------|----------|--------|--------|------------------------|
| (1) 799 " | 大東不動産 | 木村健一 | 木村健一 | 真壁郡真壁町伊佐々100 |
| (1) 800 " | 谷田部商事(有) | 柳橋伊右衛門 | 柳橋伊右衛門 | 筑波郡谷田部町大字谷田部 2074の1 |
| (1) 801 " | 明野地所 | 細谷常雄 | 細谷常雄 | 真壁郡明野町大字松原30~1 |
| (1) 802 " | 桂不動産事務所 | 渡辺桂一郎 | 渡辺桂一郎 | 土浦市大字荒川沖5~46 |
| (1) 803 " | 倉田不動産 | 倉田佳夫 | 倉田佳夫 | 新治郡千代田村下稻吉2780 |
| (1) 804 " | (株)ホテル大信 | 大川信次 | 大越久子 | 鹿島郡鹿島町下津264の5 |
| (1) 805 " | 角田不動産 | 角田二雄 | 角田二雄 | 那珂郡緒川村大字千田876の1 |
| (1) 806 " | 高橋不動産 | 高橋竜一 | 高橋竜一 | 久慈郡大子町頃藤5186の1 |
| (1) 807 " | 公栄商事 | 崔炳吉 | 崔炳吉 | 水戸市千波町1294の14 |
| (1) 808 " | 中桐不動産 | 中桐勝太郎 | 中桐勝太郎 | 土浦市敷島町3306 |
| (1) 809 " | クリー不動産 | 栗田明 | 栗田明 | 那珂湊市田中前6906 |
| (1) 810 " | 明光 | 稲川忠雄 | 稲川忠雄 | 下館市深見226 |
| (1) 811 " | 大栄商事(株) | 大塚要作 | 大塚要作 | 古河市大字東610 |
| (1) 812 " | 石下不動産 | 渡辺源一 | 渡辺源一 | 結城郡石下町蔵持597 |
| (1) 813 " | 鹿行地所 | 石崎松之介 | 石崎松之介 | 鹿島郡鉾田町大字鉾田1569 |
| (1) 814 " | 大沢産業(有) | 大沢勇 | 大沢勇 | 水戸市見和町244 |
| (1) 815 " | 川上不動産 | 川上稔 | 川上稔 | 勝田市堀口700 |
| (1) 816 " | 野村産業不動産 | 野村節雄 | 沼田三郎助 | 猿島郡猿島町大字生子2702 |
| (1) 817 " | 友常不動産 | 友常甚三郎 | 友常甚三郎 | 笠間市稲田1121 |
| (1) 818 " | 後藤地所 | 後藤松治 | 後藤治 | 取手市寺田字堀尻4731 |
| (1) 819 " | 成島不動産 | 成島章 | 成島彦四郎 | 北相馬郡藤代町藤代218 |

| | | | | |
|--------------|-----------|-------|-------|------------------|
| (1) " 820 | 大育不動産 | 篠崎育男 | 篠崎育男 | 結城郡石下町本豊田160 |
| (1) " 821 | (有)共立鉄工所 | 広沢謙次 | 広沢完一 | 下館市市野辺176 |
| (1) " 822 | 太陽不動産(株) | 角田実 | 福田任 | 水戸市宮町2-1-6 |
| (1) " 823 | 石川不動産 | 石川皓一 | 石川皓一 | 結城郡八千代村大字久下田425 |
| (1) " 824 | 昭和産業(株) | 成毛華三郎 | 成毛華三郎 | 鹿島郡波崎町大字太田4158-2 |
| (1) " 825 | 菅谷肥料店不動産部 | 菅谷七郎 | 菅谷義之 | 古河市大字東777 |
| (1) " 826 | 金砂郷開発(株) | 小蘭金次郎 | 嶋根理一 | 久慈郡金砂郷村花房2404 |

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和46年4月8日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 聴聞期日 昭和46年4月13日 午後2時
- 2 聴聞場所 日立市折笠町公民館
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業所の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(自動車修理工場の新築)
- 4 申請者住所氏名 日立市折笠町195 山形 勉也
- 5 建築物構造規模 鉄骨及び木造平屋建180.64 m^2 新築
原動機3.33KW新設
- 6 建築物の位置 日立市折笠町仮宿前231
- 7 敷地面積 1,502.78 m^2

●軽油引取税にかかる免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、紛失のため昭和46年3月10日以降無効とする。

昭和46年4月8日

茨城県土浦県税事務所長 大和田 嘉 光

| 免税証の種類 | 記号及び番号 | 枚 数 | 有効期間 | 用 途 | 免税証に記載された 販売業者 |
|----------|---------------------|-----|-------------------------|-----|--------------------------------|
| 200ℓ券 | C015641 ～C015642 | 2 | 46. 2. 21 ～46. 5. 31 | 鉦 | 真壁郡明野町海老ヶ島 893—1 野手 利一商店 |
| 1,000ℓ券 | D001524 ～D001570 | 47 | 〃 | 〃 | |
| 10,000ℓ券 | A003410 ～A003416 | 7 | 〃 | 〃 | |

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

●公債証券償還

鹿島臨海工業地帯開発組合交付公債第14, 15, 16回発行(第8次償還分), 第17, 18, 19回発行(第7次償還分), 第20, 21, 22回発行(第6次償還分), 第23, 24, 25回発行(第5次償還分), 第26, 27, 28回発行(第4次償還分), 第29, 30, 31回発行(第3次償還分), 第32, 33, 34回発行(第2次償還分), 第35, 36, 37回発行(第1次償還分)の元金を次の方法により抽せん償還します。

昭和46年4月8日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理者 岩 上 二 郎

1 抽せんの日時

昭和46年4月15日 午前11時

2 抽せんの場所

鹿島郡神栖町大字平泉字十二入会

鹿島臨海工業地帯開発組合鹿島事務所

3 抽せんの方法

抽せんは、稲型抽せん器を使用し、あらかじめ各券種の証券番号を組合せた籤番号で抽せんを行なう。

当せん番号は、各券種共通とする。

4 償 還 額

第14回発行 9,630千円以内とする。

〃 15 〃 21,380 〃

〃 16 〃 6,380 〃

〃 17 〃 8,010 〃

〃 18 〃 9,990 〃

〃 19 〃 15,990 〃

〃 20 〃 16,690 〃

| | |
|----|--------|
| 21 | 26,380 |
| 22 | 13,200 |
| 23 | 12,000 |
| 24 | 21,070 |
| 25 | 21,370 |
| 26 | 7,500 |
| 27 | 7,250 |
| 28 | 11,000 |
| 29 | 5,880 |
| 30 | 17,500 |
| 31 | 11,250 |
| 32 | 8,880 |
| 33 | 9,130 |
| 34 | 5,750 |
| 35 | 7,630 |
| 36 | 7,630 |
| 37 | 12,500 |

5 償還期日

昭和46年5月15日

辞 令

発 令 通 知 (昭和46年4月1日付) 茨 城 県

配 置 換

| 新 | 現 | 職 | 氏 | 名 |
|----------------------|------------------|------|-----|-----|
| 開発部副参事 (開発第二課付) | 研究学園都市建設事務 所長 | 事務吏員 | 稲 葉 | 由 男 |
| 石岡保健所長 | 銚田保健所長 | 技術吏員 | 清 水 | 利 雄 |
| 銚田 同 | 水戸保健所保健予防課長 | 〃 | 館 | 筆 子 |
| 農林水産部副参事 (農政企画課付) | (太田第一高等学校教員) | 事務吏員 | 小 林 | 一 雄 |

出 向

| | | | | |
|----------|----------------------|------|-------|-----|
| 教育委員会へ出向 | 農林水産部副参事 (農政企画課付) | 事務吏員 | 道 口 | 典 次 |
| 〃 | 保育専門学校教頭 | 技術吏員 | 加 藤 木 | 順 |

解事務取扱

| | | | | |
|-------------------|-----------|------|-----|-----|
| 石岡保健所長事務取扱 を解く | 衛生部環境衛生課長 | 技術吏員 | 中 村 | 卓 郎 |
|-------------------|-----------|------|-----|-----|

兼 務

かねて土浦児童相談所長 土浦地方福祉事務所長 事務吏員 永 井 憲 一

勸奨退職 (46.4.1付)

土浦児童相談所長 事務吏員 生田目 喜兵衛

正 誤

昭和46年1月7日付茨城県報第5876号中、下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|-------------|-------------|
| 3 | 11 | 新治郡出島村深谷873 | 新治郡出島村深谷806 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所